

令和7年度外国語指導助手派遣等業務
に係る公募型プロポーザル方式について

実施説明書

令和7年1月15日

教育委員会指導企画課

1 業務委託名

- ・令和7年度外国語指導助手派遣等業務（Aブロック）
- ・令和7年度外国語指導助手派遣等業務（Bブロック）
- ・令和7年度外国語指導助手派遣等業務（Cブロック）

※A・B・Cブロックは、それぞれ異なる事業者を受託候補者として特定するものとします。

2 業務内容

児童生徒の「聞くこと」、「話すこと」を中心とした実践的なコミュニケーション能力を高めさせるとともに、外国の文化や生活習慣などを理解させることを目的として、外国語指導助手派遣等業務を実施するもの。（※詳細は、別紙仕様書のとおり）

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 事業に係る予算上限額等

(1) 事業に係る予算上限額

| | 担当地区 (予定) | 項目 | 予算上限額 (税込み) |
|-------|---------------------|----------|----------------|
| Aブロック | 主に東部地区 | 小学校派遣ALT | 50,728千円 |
| | | 中学校派遣ALT | 29,361千円 |
| Bブロック | 主に西部地区 | 小学校派遣ALT | 50,728千円 |
| | | 中学校派遣ALT | 29,301千円 |
| Cブロック | 東部地区の一部 と西部地区の一部 | 小学校派遣ALT | 50,728千円 |
| | | 中学校派遣ALT | 29,301千円 |

※上記のとおりとし、それぞれの予算上限額を超える提案があった場合（様式5「参考見積書」において、それぞれの予算上限額を1項目でも超えている場合は失格とする。

※東部地区とは門司区・小倉北区・小倉南区、西部地区とは若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区をいう。

※各ブロックの担当地区について、現時点では各校の令和7年4月時点の児童生徒数が未確定であるため、ブロックごとの具体的な派遣校名は確定していない。受託候補者として特定された者に対し、確定次第、具体的な派遣校を通知する。

(2) 見積条件

| | 項目 | 派遣人数 | 予定時間 | 予定日数 | |
|-------|----------|--------------------|------|------|-----------|
| Aブロック | 小学校派遣ALT | 12人 | 7時間 | 180日 | |
| | 中学校派遣ALT | ひまわり中学校 (夜間中学校) | 1人 | 3時間 | 6日 (※) |
| | | 上記以外の中学校 | 7人 | 7時間 | 180日 |
| Bブロック | 小学校派遣ALT | 12人 | 7時間 | 180日 | |
| | 中学校派遣ALT | 7人 | 7時間 | 180日 | |
| Cブロック | 小学校派遣ALT | 12人 | 7時間 | 180日 | |
| | 中学校派遣ALT | 7人 | 7時間 | 180日 | |

※1学期につき2日を予定

(3) 見積書記載について

※ブロック毎に、様式5「参考見積書」に積算した見積金額を記載し、提出すること。

(全てのブロックに参加を希望する場合は、合計3枚提出が必要となります。)

※項目(小学校・中学校)ごとの単価契約とするため、時間単価(税抜)を記載すること。

※予定時間・予定日数から算出した予定総額(税込)を記載すること。

5 説明会

開催しない。

6 質問の受付

提出期限：令和7年1月21日(火)17時まで

提出方法：質問がある場合は、様式1「質問書」に記載の上、電子メールで質問票を送信して下さい。

提出先：北九州市教育委員会指導企画課

メールアドレス kyou-shidoukikaku@city.kitakyushu.lg.jp

※送信後に、北九州市教育委員会指導企画課まで電話連絡を下さい。

(電話：093-582-2367)

※回答は令和7年1月27日(月)までにホームページに掲載予定です。

7 参加の申出

提出期限：令和7年2月3日(月)17時まで

提出方法：様式2「参加申出書」を電子メールで送信して下さい。

提出先：北九州市教育委員会指導企画課

メールアドレス kyou-shidoukikaku@city.kitakyushu.lg.jp

※送信後に、北九州市教育委員会指導企画課あてに電話連絡を下さい。

(電話：093-582-2367)

留意事項：参加の申し出後に辞退する場合は様式6「辞退届」を提出して下さい。

【参加資格】

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格者名簿に記載されており、同規則第10条第2項に規定する等級がA又はBであること。
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づく労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

【参加資格の喪失】

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。

- (1) 本書に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的でプロポーザル方式審査委員会の委員等と接触したとき
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

8 提案書の提出期限

提出期限：令和7年2月6日(木) 12時(正午)まで

場 所：北九州市教育委員会指導企画課

(小倉北区大手町1-1 小倉北区役所庁舎7階)

提出書類：様式3「提案書」(※A・B・Cブロック共通)

様式4「会社(法人)概要」(※A・B・Cブロック共通)

様式5「参考見積書」(※ブロックごとに提出必要・押印必要)

提出方法：様式3「提案書」を表紙として、以下のとおり資料を作成の上、持参して下さい。(郵送希望の場合は事前にご相談下さい。)

記載事項：以下の内容について、①から⑩まで項目順に提案書を作成すること。

提案書は、A4縦版（横書き）20頁以内（様式3「提案書表紙」は含まない。）とし、通し番号及び全頁数表示すること。文字サイズは10ポイント以上とする。両面印刷可。

（例）提案書が20頁の場合の表示 1/20 ～ 20/20

- ①本業務に関する基本方針
- ②本業務実施体制
- ③ALTの雇用
- ④ALTの労務管理体制
- ⑤ALTの派遣体制
- ⑥報告体制・事務処理
- ⑦ALTの教育・研修システム
- ⑧ALTの派遣に伴う学校等の支援
- ⑨本業務に対する事業者の提案・工夫
- ⑩本業務と関連した過去の実績

※評価方法等については、「令和7年度外国語指導助手派遣等業務評価項目等」参照

提出部数：正本1部、副本10部

留意事項：様式4「会社（法人）概要」（※A・B・Cブロック共通）及び様式5「参考見積書」（※ブロックごとに提出必要）についても、それぞれ正本1部、副本10部を作成し、提案書の最後に添付してください。

提出書類は返却しません。また期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなします。後日、様式6「辞退届」を提出して下さい。

9 審査方法

提案書に基づき、プロポーザル方式審査委員会におけるヒアリングを実施します。

日時：令和7年2月12日（水）午後（予定）

場所：小倉北区役所庁舎8階 801会議室（小倉北区大手町1-1）

審査委員：6名（予定）

※提案者からの説明時間は15分間。その後5分～10分間程度の質疑応答を行います。

※ヒアリングの実施時間は個別に文書で通知します。

※ヒアリングの参加人数は1社につき3名以内とします。

※8で提出した「提案書」により説明してください。それ以外の資料等の使用は認めません。ただし、提案書に記載した動画、コンテンツ等について、具体的に実物を示すために必要があるときは、パソコン等の持ち込みを可とします。

(パソコン等の持ち込みにより、提案書に記載した事項以外の追加事項の説明を行うことは不可)

※災害や交通遮断等の特別の理由なく、指定時間に参加がなかった場合は、辞退とみなします。後日、様式6「辞退届」を提出して下さい。

10 評価項目、評価基準、配点等評価方法に関する事項

別紙のとおり

11 審査結果の通知及び公表に関する事項

(1) 審査結果の通知

市が受託候補者を特定後、速やかに提案者全員に次の事項を通知します。

- ①受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- ②当該提案者の順位及び点数
- ③受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

(2) 審査結果の公表

市が受託候補者を特定後に、速やかに市ホームページに次の事項を公表します。

- ①受託候補者の商号又は名称
- ②提案者数
- ③提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- ④プロポーザル方式審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名（職業）
- ⑤プロポーザル方式審査委員会における主な意見
- ⑥市の主な特定理由

12 提案書等に関する費用負担

市は、提案者の提案書作成・提出等に関する費用については負担しません。ご了承下さい。

13 その他

(1) 受託候補者に特定された者は、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行います。受託候補者の提案内容やヒアリング時の回答をもとに仕様の追加などを行い、仕様書の内容を確定させます。その際、提案の一部を変更する場合があります。

(2) 協議が整い、仕様書が確定した場合は、確定した仕様書に基づき、受託候補

者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結します。

(3) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として協議を行います。

(4) 授業で児童生徒が使用するタブレット端末は、現在は Microsoft の Windows 端末ですが、令和 7 年 9 月頃に Google の Chromebook へ変更となる予定です。

1 4 事業所管課（問合せ先・提出先）

北九州市教育委員会指導企画課

場所：北九州市小倉北区大手町 1-1 小倉北区役所庁舎 7 階

電話：0 9 3 - 5 8 2 - 2 3 6 7

メールアドレス kyou-shidoukikaku@city.kitakyushu.lg.jp